

重要事項説明書

令和7年度版



一人一人を大切にして、心の通い合う人間尊重と調和の取れた教育を大切に

1.施設運営主体

名 称	学校法人酒田幼稚園
所 在 地	酒田市寿町1-80
電 話 番 号	0234-22-0454
代表者氏名	理事長 山口 龍二

2.利用施設

施設の種類	幼稚園型認定こども園		
施設の名称	認定こども園酒田幼稚園		
施設の所在地	酒田市寿町1-80		
連 絡 先	電話番号	0234-22-0454	
	FAX	0234-22-0233	
	E-mail	sakayo@bz01.plala.or.jp	
管 理 者	園長 山口 龍二		
対 象 児 童	1歳児（満1歳に達する日以後最初の3月31日を経過した児童）から小学校就学前児童※		
利 用 定 員	<1号認定>		
	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号・3号認定子ども以外の児童		35人
	<2号認定>		
	3歳児以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童		15人
	<3号認定>		
	1歳児から2歳児で保育を必要とする児童		15人
開設年月日	平成29年4月1日		

※ここにいる「児童」とは国が定める表現ですが、以後は「子ども」と表記します。

3.施設の目的・運営方針

学校法人酒田幼稚園が設置する幼稚園型認定こども園は、教育基本法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。

なお、本園で行う保育は家庭における保育を補完するものであり、家庭での保育を第一に考えます。よって、教育活動の重要性を求めながらも家庭での保育を優先的に位置づけ、専門性を有する職員が家庭との密接な連携のもとに教育・保育を提供します。また、地域社会の期待にこたえられる創意と活力ある教育・保育活動を進め、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。

4.本園における施設・設備等の概要

敷 地	敷 地 全 体	2,286㎡	
	園 庭	931㎡	
園 舎	構 造	S 造	二階建て
	延 べ 面 積	1,523㎡	
	保 育 室	5室	たんぽぽ組（1歳児クラス・2歳児クラス） 桃組（3歳児クラス） 桜組（4歳児クラス） 梅組（5歳児クラス）
	てんまりルーム	1室	
	おひさまルーム	1室	
	フリールーム	1室	
	遊戯室(ホール)	1室	
	調 理 室	1室	
	職 員 室	1室	救護室含む

5.職員の配置状況

職 種	員数	勤 務 時 間	勤 務 の 体 制
園 長	1	8:15~17:15	月曜日から土曜日をローテーションにより勤務します。時間もシフトにより異なりますので、職務体制の都合により左記とは異なることがあります。 保育補助員は、必要に応じて配置します。
教 頭	1		
教 務 主 任	1		
保 育 主 任	1		
教諭・保育士	10		
保 育 補 助	数名		
体 育 講 師	1	9:30~14:00	隔週金曜日（こども体育研究所）
事 務	1	8:15~17:15	月曜日から金曜日と隔週の土曜日
技 能 士	2	7:30~16:30	月曜日から金曜日と隔週の土曜日
調 理 員	2	9:00~15:00	月曜日から金曜日、土曜日は短時間（株式会社ベスト）

本園は、「山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めた条例（平成26年10月10日山形県条例第85号）」に基づき、教育・保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置します。

6.教育及び保育を提供する日

認定区分	対 象 者	基本日数	休 園 日（※1）
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どものうち、 2号・3号認定以外の子ども	教 育 日 数 191日以上	土曜日、日曜日、祝祭日および年度初・夏季・ 年末年始・年度末教育休業期間
2号認定	3歳児以上の小学校就学前子どものうち、 保育を必要とする子ども	保 育 日 数（※2） 約260日程度	日曜日、祝祭日および 年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定	1歳児から2歳児で保育を必要とする子ども		

○居住の市町村から受けた支給認定区分ごとに、利用可能日（または休園日）が異なります。

※1、休園日は年間計画にてお伝えしますが、行事等で保育を行う日もあります。なお、1号認定が保育を必要とするときは、預かり保育を利用できます。

※2、2号・3号認定は保護者が休みの日は家庭保育にご協力ください。保育日数の260日とは、保護者の標準就労日数を指します。

7.教育及び保育の提供時間

認定区分		教育・保育時間	利用可能時間
1号認定		教育時間	9時30分～14時（4時間30分）
2号・3号認定		保育標準時間	7時30分～18時30分（土曜日は18時まで）（最大11時間）
		保育短時間	9時～17時（最大8時間）
預かり保育	教育日	教育時間の前後	7時30分～9時30分、14時～18時30分
	教育休業日	保育時間を二分	7時30分～18時30分または 7時30分～13時および13時～18時30分（土曜日は18時まで）

- ① 最終登園時間は9時15分となります。都合によりやむを得ない場合を除き、時間を守って登園してください。
- ② 1号認定が教育時間を超えて保育を必要とするときは、預かり保育を利用できます。（別途利用料が必要）
- ③ 1号認定は、保育の必要性（預かり保育の利用）において更に分化されます。
 - ・1号認定のなかで保育の必要性の無い子どもを新1号認定といいます。
 - ・1号認定のなかで保育を必要とする3歳児以上の子どもを新2号認定といい、預かり保育は無償となります。
 - ・1号認定のなかで保育を必要とする満3歳児の子どもを新3号認定（住民税非課税世帯）といい、預かり保育が無償となります。
- ④ 教育・保育時間を超えての保育利用にあたっては、市町村で定めた保育料の他に「預かり保育料、延長保育料」が必要です。
ただし、上記新1号認定の7時30分～9時30分における預かり保育料は、園独自の制度で免除とします。
- ⑤ 居住の市町村から受けた支給認定ごとに利用可能な時間帯が異なりますので、必ずご確認ください。
- ⑥ 就労状況の変更は、支給認定が変わる場合がありますので速やかに園までご連絡ください。

8.提供する教育・保育等の内容

本園は、幼稚園教育要領および認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

本園は、前項「7.教育及び保育の提供時間」において、幼児に対する教育・保育を提供します。

(2) 特定教育・保育の内容

本園が基本とする教育は、「3.施設の目的・運営方針」に掲げた支援を行うもので、以下の内容を教育の特徴として提供します。

〈ことばの教育〉 コミュニケーション力を養う

幼児の言葉は人との関わりを通して獲得されます。先生や友達との言葉でのやりとりのなかで、安心して自分を表現できる関係づくりを大切にしています。

また、日常生活の中で必要な言葉を獲得していくためには意図的な働きかけが重要です。物語や詩などを通して言葉の美しさや楽しさに出会う機会をつくり、言葉で伝え合う力を育みます。



〈てんまりルーム〉 一人一人の気付きや学びを育む

日常の中の不思議な体験や地域・時節の行事にふれながら、子ども自身が思いをもって活動する環境づくりに取り組みます。一人一人の興味・関心に寄り添いながら、地域資源やICTを活用して学びの機会を支えています。

また、友達とともに考える機会を設け、ともに学び、協力し、期待をもって取り組む関係づくりの場も設けています。





〈運動あそび〉 体を動かすことを楽しみ、年齢にあった運動に挑戦する

専任の講師のもと、心と体の健やかな成長をめざし、運動するための機能や危険を回避する能力の育成はもとより、積極的に関わる、繰り返し挑戦する、達成感を味わうなど、心情・意欲・態度の育成にも繋がる活動に取り組んでいます。

〈音楽あそび〉 音楽に親しみ、自分なりの表現を楽しむ

歌を歌ったり、さまざまな楽器にふれて音色やリズムを味わったりして音楽に親しみます。先生や友達と一緒に歌ったり合奏する機会をつくりながら、表現する楽しさを味わいます。



〈1・2歳児の保育〉 興味・関心を広げ、安定した生活を楽しむ

1・2歳児は、「体の動き・遊び」「生活習慣」「言葉の習得」など、変化や発達がめざましい時期です。どんどん言葉を吸収していき、大人の言うことが分かるようになります。また、自我が芽生えて「自分でやりたい」という意欲が出始める時期で、周りの人・友達・自然・動物などへの興味と関心も高まり始めます。安全に過ごせる空間を確保し、五感を使った遊びを用意し、それぞれの子どもがじっくりゆったりと遊べる環境づくりに取り組んでいます。



(3) 通園バスによる送迎

本園は、希望者（1歳児は除く）において、通園バスによる送迎を実施します。ただし、通園バスの運行には対象地域がありますので、必ずご相談ください。また、通園バスを利用する場合は別途利用料が必要となります。

(4) 食事の提供

本園は、子どもの年齢に応じて、以下の時間帯に食事の提供を行います。

学 年	午前間食	昼 食	午後間食	備 考
1 歳 児	10時頃	11時30分頃	15時30分頃	午前間食は、1歳児のみです。 午後間食は、1号認定の預かり保育利用時および2号・3号認定の14時以降の保育利用時に提供します。ただし、お茶等の提供はこの限りではありません。
2 歳 児	—			
3 歳 児	—	11時50分頃		
4歳児・5歳児	—	12時頃		

- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・アレルギー反応によるアナフィラキシー・ショックを避けるため、1歳児においては未食（食べたことの無い食品等）のメニューの提供を自粛します。献立表をご覧いただき、ご家庭で試食を済ませてご確認くださいませようお願いいたします。
- ・食物アレルギーなどで給食に不安のある方は、必ず入園前に医師による診断をお受けください。
- ・食物アレルギー等の対応食については、医師記入の生活管理指導表等に基づいてご相談ください。

(5) 預かり保育

1号認定児が、教育日の教育時間外および土曜日・代休日や教育休業日において保育を必要とするときは、預かり保育を利用できます。利用の際は、新1号認定児は有料、新2号・新3号認定児は無料です。また、給食および通園バス（土曜日の運行はなし）の利用も可能ですが、すべて有料になります。

利用区分		単位	利用時間	延長保育	通園バス
教 育 日	常 時	1月	7時30分～9時30分	(教育時間へ)	送り：17時に幼稚園発
	臨 時	1日	14時～18時30分		
教育日以外 の開園日	常 時	1月	7時30分～18時30分 または 7時30分～13時・ 13時～18時30分 (土曜日は18時まで)	終了後30分内	迎え：8時10分に幼稚園発 送り：13時・17時に幼稚園発
	臨 時	1回			

9.利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料等）

本園は、支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）の他に、特定負担額・実費徴収額を口座振替（手数料含み）でお支払いいただきます。なお、預金高不足で振替ができない場合は、指定口座へお振込み（手数料含み）いただくことになりますので、残高の確保をお願いいたします。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

本園は、上記(1)に記すとおり、下表に掲げる費用（特定負担額・実費徴収額）を負担していただきます。お支払方法については、保育料と合わせてご指定の口座振替とさせていただきます。なお、写真販売はご家庭から保育支援システム「コドモン」にアクセスしていただく直接購入となります。

特定負担額費目	対象	区 分	料 金	内 容
教育充実費	全 園 児	体育指導	400円/月	指導料（年齢に応じた指導内容）
	1～3歳児	教育環境	2,650円/月	てんまりルーム、教具教材費、施設整備費、衛生費、
	4歳・5歳児		3,150円/月	園外保育バス運行費（短距離）、職員研修費等
給 食 費	1号認定児	主 食 費	2,650円/月	教育日数（約195日）分を12カ月で分割徴収
		副 食 費	3,850円/月	同上 ※減免対象児の負担額は、酒田市が園に給付
		臨時給食費	410円/食	利用回数徴収 ※預り保育利用時
	2号認定児	主 食 費	3,480円/月	保育日数（約260日）分を12カ月で分割徴収
		副 食 費	5,300円/月	同上 ※減免対象児の負担額は、酒田市が園に給付
通園バス利用料	利 用 児	往 復	4,500円/月	在籍のある園児で同一世帯同時利用の場合、園独自の減免制度あり
		片 道	2,300円/月	2歳児から利用可 ※臨時利用はありません
預かり保育利用料 （1号認定のみ）	新1号認定児	常 時	9,000円/月	1カ月間の継続利用で、教育日の7時30分～9時30分および 14時～18時30分、教育休業日等の7時30分～18時30分
		臨 時	500円/回	臨時利用の1回とは、教育日の14時～18時30分および土曜日・代休日・ 教育休業日の7時30分～13時、13時～18時30分（土曜日は18時まで）
	新2号・新3号認定児		無償化	国の基準をもとに酒田市が園に給付
延長保育料	利 用 児		300円/回	各保育時間終了後の一時的な保育
入園準備金	新入園児		15,000円	同一世帯の減免制度あり
実費徴収額費目	対象	区 分	料 金	内 容
口座振替手数料	全 園 児	実 費	右記のとおり	荘内銀行55円、山形銀行・きらやか銀行・鶴岡信用金庫は143円
園児服代等	購 入 児	実 費	約 6,500円	2歳児の入園時
			約 13,000円	3歳児以後の入園時
教 具 費	購 入 児	実 費	約 3,000円	1歳児・2歳児の入園時
			約 9,000円	3歳児以後の入園時
卒園関係積立金	4歳・5歳児	保護者会で 決定	約1,000円/月	5月～3月までの11カ月間で積み立て
保護者会費	全 園 児		約 400円/月	4カ月分（1,600円）を3回（6・9・12月）徴収
大人給食費	保 護 者	実 費	450円/食	行事で食す大人の代金は、委託企業へ支払う大人単価を徴収
教育活動費	全 園 児	実 費	体験料等	教育活動で発生した実費を徴収
絵 本 代	希 望 者	実 費	各購読料	出版社推薦の絵本を希望購読する場合（月刊誌）
写 真 代	全 園 児	実 費	55円～/枚	保育支援システム「コドモン」による直接購入です。

特定負担額（月額）の料金は、以下のとおりとします（教育充実費の免除は行いません）。

① 中途の入園及び退園については、1号認定を20日、2号・3号認定は25日で日割り換算とします。（国基準）

② 日々の休園・欠食については、免除はありません。（酒田市基準）

③ 長期の欠席において休園（月の初めから月末までの期間）の措置がある期間は、給食費・通園バス利用料・預かり保育利用料は徴収しません。

*物価高騰の影響を受けて教育関係物価も急騰しておりますので、それぞれの料金は年度途中で改定する可能性があります。どうぞ、ご理解ください。

10. 利用契約の終了に関する事項

本園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 子どもが小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

11. 嘱託医および緊急時対応

本園は、下記医療機関等と嘱託契約を締結しています。

専門医	医師名	医 院 名	電話番号	所在地
内 科	本間 清明	ほんま内科胃腸科医院	33-0738	酒田市光ヶ丘2-4-18
眼 科	海野 茂樹	海野内科眼科医院	22-1833	酒田市中央西町4-4
耳 鼻 科	喜連 照夫	きれん耳鼻咽喉科医院	21-2085	酒田市あきほ町659-1
歯 科	富樫 久美	富樫歯科医院	22-0111	酒田市日吉町1-1-27
薬剤師	佐藤 麻記	㈱カリエイ薬局	23-8181	酒田市千石町2-6-13

お預かりしている園児に怪我や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、上記嘱託医による相談・診察を受けます。なお、保護者の指定がある場合は、その医療機関や緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

12. 要望・苦情等に関する相談窓口

本園は、相談・要望・苦情等に係る窓口を、以下のとおり設置しています。

園内相談等 窓口	相談および要望	担任および教務主任・保育主任	
	要望および苦情	教務主任・保育主任および教頭	
	利用時間	8：30 ～ 17：00	
	電話番号	22-0454	
	FAX	22-0233	
	E-mail	sakayo@bz01.plala.or.jp	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	堀 豊明	電話番号	0234-34-5607
		役職・肩書等	本学評議員・前酒田市議会議員

- ・本園は、個別面談（定期・不定期）や学校評価でも、相談やご意見をお聞きしています。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定め、消防計画書により対応いたします。		
防 災 設 備	・自動火災報知機	有	
	・ガス漏れ報知機	有	
	・誘 導 灯	有	
	・非常警報装置	有	
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理		有
避難・消火訓練	避難および消火等の訓練は、毎月1回以上実施します。		

1 4.利用者に対する保険に関して

本園は、以下の保険に加入しています。

保険の会社	全日本私立幼稚園連合会	独)日本スポーツ振興センター
保険の内容	賠償責任保険	災害共済給付保険
保 険 金 額	身体障害：1億円まで 財物損害：1千万円まで	費用が5,000円以上のもの

1 5.その他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教および政治的活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治的活動はご遠慮ください。
営 利 活 動	営利活動および営利活動に繋がる活動は、ご遠慮ください。ただし、保護者会活動等において園児に対しての教育および保育に還元する取り組みにおいては、園と保護者会の総意をもって実施を許可する場合があります。
保育支援システム 「コドモン」の利用	本園では、子どもの登降園、写真販売、一斉メール配信、情報提供等の管理において、高度な安全対策を講じる情報管理システムを採用します。サイトへのアクセスは情報の重要度に応じて限定されますので、ID等の管理は漏洩のないようにご利用ください。また、不正なアクセスに繋がる行為は避けるようにしてください。
そ の 他	当該「重要事項説明書」に定めるもののほか、入園、利用にあたっての基本的な留意事項等については、別に定める「入園のしおり」および「園則兼運営規程（連絡会にて配布予定）」においてお知らせします。

【ご確認ください】

- ・本園の教育日は月曜日から金曜日を基本とし、年間教育日数は学校教育法の定めにより39週以上とします。また、同法による教育時間はおおむね4時間としていますが、本園では9時30分～14時の4時間30分とします。
- ・保育時間は、保育標準時間認定が7時30分～18時30分の最大11時間、保育短時間認定が9時～17時の最大8時間です。
- ・2号および3号認定のご家庭において保護者のどちらかでも勤務が休みの日は、お子さんの家庭保育にご協力ください。
- ・「家庭保育推進の日」に保育を受けたい場合は、酒田市が指定する「一時預かり実施施設」および「ファミリーサポート」などで保育を受けることができますので、各ご家庭でご相談ください。
- ・ただし、前項において、教育日の教育時間（9時30分～14時）に限っては、本園が必要とする活動（教育）時間としてできるだけ登園させてください。14時のお迎えをお願いいたします。
- ・上記の保護者の仕事の休日においては、事業所の確認（勤務規定やシフト表の提出）を求めることがあります。
- ・感染症対策および職員の研修ならびに休暇取得推進（働き方改革への取り組み）のため、休園のご協力を依頼する場合があります。健全な施設運営に必要な対策と考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。該当日は年間計画（連絡会で配布予定）でお伝えしますが、「家庭保育推進の日」と記載しております。